様式第5号(第3条関係)

斐川文化会館利用承認取消等通知書

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　様

出雲市長

　下記のとおり利用承認を取消・変更します。

|  |  |
| --- | --- |
| 承認年月日及び番号 | 年　　　月　　　日　　　　　第　　　　　　　号 |
| 承認を受けた施設等 |  |
| 催物等の名称 |  |
| 承認を受けた利用期間 | 年　　月　　日(　曜日)　　時　　分から  日間  年　　月　　日(　曜日)　　時　　分まで |
| 取消・変更理由 | 条例第9条第1項第　号該当 |

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。